

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
2014年度第2回通常理事会議事録

日時 2015年3月6日(金) 9:00~11:10

場所 岸記念体育会館 1階103会議室

理事総数: 12名

出席者 理事: 浅川伸、板橋一太、上柳敏郎、岡崎助一、小幡純子、佐藤直子、  
野口美一、山田登志夫、山本和彦

監事: 川原貴、辻居幸一

代表理事: 道垣内正人

事務局: 杉山翔一、平田恵衣、楢田葉子

欠席者 理事: 黒岩敏幸、佐藤征夫

議事録作成者: 板橋一太

2014年度第2回通常理事会は、定款第40条第1項及び第41条に基づき2015年2月25日に電磁的方法をもって招集された。定款第30条第3項の規定に基づき、道垣内正人代表理事が議長席につき、定款42条第1項の規定に従い、議決に加わることのできる理事12名中10名の出席により定足数を満たしたので本理事会は有効に成立した旨を宣し、議事に入った。

**【議決事項】第1号: 2015年度事業計画について**

定款第10条第1項の規定に基づき、2014年度事業計画(案)について板橋一太執行理事より説明があり、特に理解増進事業の中で、競技者及び指導者等を含めた競技団体に対する研修会や説明会が好評であり、意義があるため来年度は従来以上に重点を置く旨の言及があった。

同議決事項について、道垣内正人代表理事より諮られ、資料1の通り、全会一致で決定した。

また、浅川伸理事より公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の事例を挙げられ、当機構の海外派遣研修事業が、海外のスポーツ関係機関とのネットワーク構築に役立っていると説明がされた。

**【議決事項】第2号: 2015年度事業予算案について**

定款第10条第1項の規定に基づき、2014年度予算(案)について板橋一太執行理事より説明があり、道垣内正人代表理事より資料2及び3の通り諮られ、全会一致で決定した。

**【議決事項】第3号: 評議員会の開催日程**

定款第38条の規定に基づき、2014年度事業報告及び同年度決算の承認を主な議題とする定時評議員会の招集について、道垣内正人代表理事より資料4の通り諮られ、6月中に開催することとし、具体的な日時調整を道垣内正人代表理事に委ね、定款第

21条に基づき招集することを、全会一致で決定した。

**【議決事項】第4号：新規則「仲裁人、調停人及び助言者選定規則」制定について**

定款第38条第1項の規定に基づき、これまで上柳敏郎執行理事が担当していた仲裁人、調停人及び助言者選定について、今後は新たに3名で構成される委員が決定する独立組織で行う「仲裁人、調停人及び助言者選定規則」の制定について、事務局及び道垣内正人代表理事による制定経緯の説明があった。道垣内正人代表理事より資料5の通り諮られ、全会一致で決定した。今後の検討課題として、小幡純子理事より任期の記載について検討することが提案され、次回理事会以降の検討課題となった。

**【議決事項】第5号：諸規則改正案について**

定款第38条第1項に基づき、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」、「手続費用支援に関する規則」、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程」及び「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁人報償金規程」の諸規則の改正について事務局及び道垣内正人代表理事より説明され、資料6、7、8及び9の用語の統一を図るということで一部修正の上諮られ、全会一致で決定した。なお、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則は、もとは一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則をもとにして制定した規則であり、現在商事仲裁規則は、仲裁人を原則1名と定め手続きを迅速に進めるように改正されたので、今後、機構として仲裁人の人数を含め継続して改正の是非について検討することが道垣内正人代表理事より提案された。

**【議決事項】第6号：金融機関からの短期借入れに必要な基本財産の担保提供について**

定款第8条第2項の規定に基づき、基本財産を銀行融資の担保に提供することにつき、板橋一太執行理事より説明があり、資料10の通り評議員会の決議を得るべく評議員会に提案することを道垣内正人代表理事により諮られ、全会一致で決定した。

**【議決事項】第7号：理事との利益相反取引について**

定款第35条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条の規定に基づき、2015年度、理事が当機構と規則・規程に基づき取引を行い、諸謝金等を受領していることについて情報を開示し、理事会の承認を得ることについて、板橋一太執行理事により資料11の通り諮った。辻居幸一監事より同議決事項の経緯について確認があり、小幡純子理事を通して内閣府へ確認を行うことが伝えられたが、議決事項としては、全会一致で決定した。

**【議事事項】第8号：その他**

特になし

**【報告事項】第1号：2014年度事業報告（中間報告）**

定款第11条第1項の規定に基づき、2014年度活動報告書(中間報告)について、事務局、板橋一太執行理事及び道垣内正人代表理事より資料12の通り報告された。

また、浅川伸理事より相談者又は利用者に対し相談や申立てを行った経緯を確認することで、今後理解増進事業の計画立案が立てやすくなるのではないかという提案があった。

調査研究事業の一つであるスポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議及び意見交換会について、板橋一太執行理事より報告があり、同協力者会議で最終的に提出されたフェアプレーガイドライン等は機構のホームページに掲載していくことが伝えられた。

**【報告事項】第2号：2014年度決算報告（見込み）**

定款第11条第1項の規定に基づき、2014年度決算報告（見込み）について板橋一太執行理事より資料2の通り報告された。

また、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況について、事務局より報告された。

**【報告事項】第3号：2015年度文部科学省委託事業への応募及びtoto助成事業への申請**

**【報告事項】第4号：2015年度公益財団法人ミズノスポーツ振興財団助成事業への申請**

2015年度文部科学省委託事業への応募、toto助成事業への申請及び公益財団法人ミズノスポーツ振興財団助成事業への申請について、業務施行理事の板橋一太執行理事より2015年度事業計画及び予算とあわせて説明された。また、今年度の調査研究事業であったドーピング仲裁法研究は、2015年度は一時活動を休止し、別に2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えた今後の機構の活動について調査研究を行う予定であることが説明された。

**【報告事項】第5号：その他1（JSC助成金の支出の件）**

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）のくじ助成金の「諸謝金」の科目での支出に関するJSCの照会に対する当機構の対応について、前回理事会に続いて道垣内正人代表理事より報告が行われた。また杉山翔一弁護士から調査委員会の報告書が説明された。

現時点では、JSCへ2014年度の事業報告が未了であり、それに伴い助成金額の確定がしていないので、報告書の取扱いを含め引き続き次回理事会で検討及び報告を行うことになった。

**【報告事項】第5号：その他2（人事）**

2015年6月開催予定の2015年度定時評議員会にて、現在の理事の任期がきれるため改選があることが、道垣内正人代表理事より説明があった。また、榎田葉子事務総括主任が2015年3月末をもって退職することの報告があった。

以上、この議事録が正確であることを証するため、定款第45条の規定により、道垣内正人代表理事及び出席した川原貴監事及び辻居幸一監事は、次のとおり記名押印する。

以上

資料

- ・ 資料1 2015年度事業計画（案）
- ・ 資料2 2014年度決算（見込み）及び2015年度予算（案）
- ・ 資料3 2015年度予算（案）会計別内訳
- ・ 資料4 評議員会の開催日程
- ・ 資料5 仲裁人、調停人及び助言者選定規則（案）
- ・ 資料6 規則新旧対照表（案）
- ・ 資料7 ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則（改正案）
- ・ 資料8 手続費用の支援に関する規則（改正案）
- ・ 資料9 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則（改正案）
- ・ 資料10 基本財産を担保に提供する件
- ・ 資料11 理事の利益相反取引について
- ・ 資料12 2014年度活動報告書（中間報告）
- ・ 資料13 報告書（JSC助成金の支出の件）

上記の通り相違ありません。

2015年3月19日

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構理事会

議長： 道垣内正人 /s/

監事： 川原貴 /s/

監事： 辻居幸一 /s/